

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

### 10. 会議の経過

令和7年9月16日（火）午前10時01分開議

○委員長（内田美恵子君） ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、岩井委員から本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案6件、請願3件について審査いたします。

これより請願について審査いたします。

請願第11号、難聴者（高齢者）の補聴器購入助成を求める請願書について。

本件につきましては、請願者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第11号を審査するに当たり、五十嵐洋子さんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（内田美恵子君） 五十嵐さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは五十嵐さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（五十嵐洋子君） では、うちの会の会長ちょっとお仕事の都合でということで、代理の私、会の事務局をしております五十嵐です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、補聴器の補助を求めるということで、いろいろな形で議会に請願を出してきたのは、本日3回目になります。本当にうれしいことは、国がやっと補聴器の補助について、認知症予防対策の一環として補助が出るようになったということなので、私は今日そのことを重点的に委員の皆様に分かっていただきたく、請願させていただくことにいたしました。

ではよろしいでしょうか。

では、国も認知症対策として認知症になる危険因子がこの難聴にあるということをやっと認めてくださいました。それで、保険者機能強化推進交付金、また、介護保険保険者努力支援交付金、なかなか長ったらしい文なんですけど、その中の一つに、難聴高齢者の早期発見と早期介入に関わる取組を行っているのかどうかという項目が加わりました。今までなかったことです。

それでその中で、2024年度からそれができまして、今年度に物すごく全国的に自治体が補助を出すようになってきたということが明らかになってきています。

そんなことで、ぜひ市としても了解していただき、補助の交付を出していただきたいというお願いで出させていただいております。

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

それからもう一つは、6月のところで私たち会として、高齢者支援課さんと懇談をいたしました。そのときに、その旨をお話しし、まずは保険者機能強化推進交付金はどのように使われているかということを質問させていただきまして、本当に高齢者支援課さんはいろいろなことで努力されている、認知症予防のためにフレイルとかいろんなことを伺っています。もう本当に大変だなということで、そのやっていることが千葉県下で評価されて、千葉県の中では10位になってきているということも伺いました。ということは、すごく大変なことをしてくださっている、私たち高齢者のために、というふうなことも私たちは理解できました。

でもその中で、どういうことかって言ったら、新しく入ったこと、介護保険保険者努力支援交付金、そのことについてはまた別格の予算から交付金が出るということなので、その中に補聴器のことについて、認知症予防のためにどういうふうにして補聴器が使われているかということが、その項目の中に昨年度から出されていたようです。

その出されている内容については、今、高齢者支援課さんはどのようにしてらっしゃいますかということをお伺いしたら、高齢者支援課さんはとてもいろんなことをやっていて、すごく手が回らないということも分かりました。

でも、せっかく交付金が出ている中で、何もしないというのはちょっとかなということで、昨年度その法令が出たんで、今年度なぜ増えたかというのは、そこで実績をまずつかんで、その実績の中に評価基準として国に提出する。それで、その結果によって交付金が出されるようになってきているんだということが分かりましたので、やっていないということはまだまだもっとちょっと先かなというふうに感じています。

それで、交付金が出るとことは御理解いただいています。私たちはその中で、ぜひとも高齢者に対して、以前からは難聴者がどれぐらいか、我孫子市として実態をつかんでほしいというようなこともお願いしてきました。ですけど、それはきちとした回答がありませんでした。

そんなことで、認知症というのは難聴から来ることが8ないし9%の影響があって、認知症にもなり得ますよということがデータでも出ています。それで、ぜひともその交付金を大いに利用していただいて、そして補聴器、難聴者のための補助が出ますようにということをお願ひさせていただきました。

ありがとうございました。

○委員長（内田美恵子君） 以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

○委員（日暮俊一君） 今日はありがとうございます。

認知との関係については、私も1週間ぐらい前かな、テレビでちょっと見ました。大変これは関係あるんだなと。それで、私自身は近くに家族やなんかに補聴器を使っている人が幸いいないんで

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

すけれども、これを購入するに当たって、購入される方が医師と相談して購入するとか、あるいは通販や専門ショップで直接買っちゃうとか、その辺のところちょっとよく分かんないんですけど、ちょっと教えてもらえたらありがたいんですけど。

○参考人（五十嵐洋子君） 本来なら一番いいルートというか、まずは耳鼻科医院に行って、専門の先生のところで聴力検査とかいろいろ検査があるんですよ。それによって医師が判断をして、あなたそろそろ補聴器つけたほうがいいんじゃないかという御指示が必ずあると思います。

それに当たっては、どこかのところに行ったらいいかというところ、既にそういうものを用意してくださっている病院もありますけど、必ず眼鏡屋さんのところにも補聴器売ってらっしゃいますよね。そのところに大事なことは、補聴器の認定技能技師さんがいるところでないとい、それ以後の指導というのがなかなか難しいと思うんで、そこに必ず行っていただければ安心かなというふうに思っています。

○委員長（内田美恵子君） 請願者に申し上げます。指名してから答弁してください。

○参考人（五十嵐洋子君） すみません。

○委員（日暮俊一君） ありがとうございます。

私たち頂いた書面をちょっと見させていただくと、高額で購入を控えちゃったりとか、あるいは購入しても耳に合わないとか、それで使わずにやめちゃったとか、あるいは耳鼻科の先生は脳に刺激を与えて慣れさせる訓練が必要であるというようなことが書いてあるんですけどね、この脳に慣れさせる訓練というのは、一般的にどのぐらいの期間、必要なんでしょうか。

○参考人（五十嵐洋子君） 約3週間は最低でもかかるかと思います。それは補聴器をつける、まずその補聴器に慣れる、言葉を聞いたことを脳に伝える伝達をしていかなきゃいけないので、その期間が約3週間はかかりますということです。

○委員（日暮俊一君） 私はつけたことないからちょっとよく分かんないんですけど、もともとここに何かを入れるわけですから、何か抵抗あるとは思いますがね。それで使わなくなっちゃった人がいるとか書いてあるんですけど、2回、3回とか買い替える方が中にはいるんでしょうかね。

○参考人（五十嵐洋子君） 耳鼻科医の先生からも伺っていますけれど、補聴器約5年間ぐらいで大体替えられていくよというお話も伺っているんです。だから永遠にその1個だけで、1個というか、両耳に入れたとしても、なかなか聞こえづらさが出てくるということです。

だから大変なことだと思うんですが、要するに調整期間というのを、補聴器に慣れるということよりも、脳に慣れさせるという、そういう訓練なんです。それなので、ただつけばいいということでは絶対ないと思います。

○委員（日暮俊一君） ありがとうございます。

○委員（芝田真代君） 東京のほうでは、もうこの補助制度がすごく広がっていると。例えば住ん

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

でいる地域や場所を特定された状況で購入をするのではなく、東京ではもう広く補聴器購入制度が広まっていて、自分の住んでいる地域でなくても購入することができるということを、ちょっと訴えている方から申告があったんですね。我孫子だと、今どうなのとも聞かれましたし、あとは買える場所を限らせないでほしいということを書いてらっしゃる方もいたんですけれども、その辺りって今どうなっているんでしょうか。

○参考人（五十嵐洋子君） 東京都はもう認知症予防対策の中で、コミュニケーションをとにかくつくろうということで、その制度でもう全区が補助を出されるようになってきています。そんなことで、結局、区によってやり方が違ってきていると思いますけど、慣れさせるまでに補聴器を区が買い与えているという区もありました。いろんな形だと思うんですけどね。

じゃ、我孫子市としてはどうなのかということですよ。ということは、本当に耳鼻科医の先生がとても少ない。だからこそ民間の眼鏡屋さんのところ行って、ついつい購入してしまうというのが今までのケースだと思うんです。だからつけて訓練もしていない中でやっていますから、調整も自分でもできませんから、ガーガー、ガーガー、人の多いところではいろんな音が入っちゃっていて、何言っているか分かんなくなってしまう、そういうケースが多々あったと思います。

でも今、少しずつそれが認定技師さんがそのいろんなところでいらっしゃいますので、その訓練さえすれば補聴器も使いやすくなってきているかなと思います。

我孫子市は、それ何件、どの程度いるか調べてはいません。

○委員（芝田真代君） ありがとうございます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

請願第11号、難聴者（高齢者）の補聴器購入助成を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（船橋優君） おはようございます。紹介議員の船橋優です。

ただいま、請願者の五十嵐さんから詳しいことがありましたので、私のほうからは簡単にお願ひしたいと思います。

やはり御存じのとおり、器具が高いので、買いたくても買わない、買えない、また我慢するというような人がたくさんいるんじゃないかと思っています。聞こえないということは、やはり人間にとって非常に危険じゃないかと思っています。

外に出なくなってしまう。外へ出ると車の音がよく聞こえない。また作業をしていても周りの作業の音がよく聞こえないで、私なんかも経験もあります。非常に危険なことが

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

あります。やはり一番は、人間として聞こえないということは、会話をしなくなるということが非常に体によくないんじゃないかと思っております。

現在全国でも470近い自治体が補助を出しています。県でも東葛地域でも増えてきています。今、我孫子の予算は、本当に厳しい折ですけど、ぜひこのことを一歩でも二歩でも前へ進めるように、委員の皆様どうかよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（内田美恵子君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第11号、難聴者（高齢者）の補聴器購入助成を求める請願書について、発言があれば許します。

○委員（島田安子君） 先ほどの本当に詳しい御説明、本当にありがとうございました。

請願の趣旨は理解いたしますし、高齢者の生活の質の向上においては、先ほどの御説明にもありましたように、とても重要なことだということはすごく共感できるんですけども、先ほど紹介議員の船橋議員のほうからもありましたように、ちょっと市の財政も厳しい中、この新規の恒常的な助成制度を設けることというのは、将来的な持続可能性を考えてもちょっとそれを損なう懸念もあるのかなと思っております。

以前、国に対しての請願が出されたときにも、私たち公明党としましても賛成をさせていただいたんですけども、またこの国や県の制度がまず整ってから、公平性であったりとか、費用対効果の点を考えましても、現時点で市独自として助成を導入するというのは、ちょっと公明党としては賛成しかねるかなというところで、まだ難しいかなということで、ちょっと発言をさせていただきました。

○委員（芝田真代君） 私は賛成の立場から発言させていただきます。

やはり、先ほど紹介議員の船橋議員からもあったように、小さなきっかけを失ってしまうことで、すごく病気が悪化してしまったり、また、今までの健康を保てなくなってしまうということは、請願者もおっしゃっているように懸念点ではありますし、あと、私が思うのは、我孫子市はやはり介護に対して先進的であるべきだという考えを私は思っていますので、このような補聴器などの細やかな点ではありますが、やはり一人でも多くの健常に生活できている高齢者が、今の状況を少しでも長く続けるために、例えばですよ、額の問題で言えば制限をしてもいいと思うんです。高額なものに対しては、あくまでも補助、幾らまでなどの制度をかけてしまってもいいので、しないという

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

判断だけはちょっと重たいのではないのかなと思いますので、私はこの意見に対しては賛成させていただきます。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

請願第11号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

---

午前10時22分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

請願第12号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（木村得道君） 貴重なお時間を頂戴いたしまして、教育福祉常任委員会に付託されました請願第12号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願について、昨年に引き続きまして紹介議員として御説明を申し上げます。

皆様も御承知おきのとおりだと思いますけれども、義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を補うものであります。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基礎づくりは国の責任であり、そのため設けられたのが義務教育費国庫負担金制度であります。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育に必要な経費のうち、最も重要となる教職員の給与費について、3分の1を国が負担、都道府県及び政令都市で残りの3分の2を負担しています。現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じています。国民にひとしく義務教育を保障するという観点で言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担金制度は必要不可欠であり、仮にこの制度が廃止や国の負担割合がさらに引下げられた場合は義務教育の水準にさらに格差が生まれてしまいます。

今回の請願者でもあります子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、略称は子ども支援千葉県連絡会と申しますけれども、千葉県内の教育長協議会や小学校・中学校長会、高等学校長協会や特別支援学校長会、公立学校教頭会、養護教諭会、学校栄養士会、その他、小中高のPTA連合会など、県内21の教育関係団体で構成する組織でもありまして、その前身は2003年に時の政府の三位一体改革により、国庫負担金を4兆円規模で廃止・削減する方向性が打ち出された際に、義務教育費国庫負担金制度も例外なく全廃を含む見通しが検討されたことを契

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

機にして、２００４年４月に当時の千葉県内の教育関係に関わる１２団体が結集して、義務教育費国庫負担金制度を守る千葉県連絡会として全国に先駆けて結成されたものであります。

昨年も説明させていただきましたけれども、現在の子ども支援千葉県連絡会は、中央の組織と共に連携し、文部科学省や財務省をはじめとする国の機関に対し、毎年国庫負担金制度の堅持を求める意見書を国の関係機関に提出しており、今年度も県内の市町村議会でも請願活動を行っています。

説明は以上となりますけれども、子どもたちの教育機会の確保はもとより、義務教育の基礎づくりのための重要な制度である義務教育費国庫負担金の堅持に関する意見書の提出を求める請願について、御採択いただきますようお願い申し上げまして、請願第１２号の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第１２号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

請願第１２号に対する発言を打ち切ります。

請願第１３号、「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（木村得道君） 次に、請願第１３号、「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願について、こちらも昨年に引き続き紹介議員として御説明をさせていただきます。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積しているのも事実であります。

また全国各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しており、災害の大小にかかわらず自然災害などで被災した地域の復旧や復興は、時間だけでなく多くの費用が必要となります。そんな状況であったとしても、子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現するためには、子どもの教育環境の整備を一層進める必要があります。

この請願者でもある子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会は、毎

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

年国に教育予算拡充に関する意見書を国の関係機関にも提出しており、今年度も県内の市町村議会でもこちらも請願活動を行っています。

恐らく、我孫子市内の特にPTAの皆さんが中心となって、今、署名活動もしていただいていると思いますけれども、また千葉県知事に対しても教育予算拡充を求める要望書を千葉県内教育関係団体が行き組み、集めた署名、今説明しました署名、ここにありますがけれども、添えて要望活動を行っており、本年も熊谷知事に届ける予定と聞いています。

様々、昨年も御協力いただいた請願活動によって、県のほうでも、例えば今日、県の費用の特別支援教育の充実とか、お手元に資料あると思いますけれども、教員の多忙化対策の推進とか、今、学校におけるいじめ対策、不登校児童・生徒支援の推進など、様々な支援を県としても進めてくださっております。そういったことも含めて、しっかりとした予算確保を、国だけではなくて県のほうにも充実をしていただくように今働きかけているところがございますけれども、これも引き続き2026年度も進めていきたいということが請願者の願意でありますので、御承知おきいただければと思います。

説明は以上となりますけれども、子どもの健康と安全を守り子ども一人一人に行き届いた教育を実現するためにも教育予算の拡充が必須でありますので、国における2026年度教育予算拡充に関する意見書提出を求める請願につきまして御採択いただきますようお願いを申し上げ、請願第13号の説明に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（内田美恵子君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第13号、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

請願第13号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時31分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

請願に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

請願第１１号、難聴者（高齢者）の補聴器購入助成を求める請願書について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立少数と認めます。

よって請願第１１号は不採択とすべきものと決定いたしました。

請願第１２号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって請願第１２号は採択すべきものと決定いたしました。

請願第１３号、「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって請願第１３号は採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１０時３３分休憩

---

午前１０時３８分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第２号、我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、当局の説明を求めます。

○保育課長補佐（杉森敬規君） それでは、議案第２号、我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明します。

議案書の１３ページを御覧ください。

提案理由ですけれども、児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づき、令和８年４月から開始する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

次のページいきまして中ほど、条例の第3条を御覧ください。

本条例では先行して、内閣府令として制定をされました国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い、またはこれを参酌して定めることとされていますので、内閣府令を引用する形式としています。このように規定することで、府令の内容が自動的に条例に反映されますので、今後、府令が改正された場合でも、市の条例改正の手続が不要となり、府令の改正内容が即座に反映され施行できることから、常に最新の基準を基にして認可事務に当たることができます。これにより、認可を申請する事業者の利便性、ひいては事業を利用する市民の利便性が向上するものと考えています。また、条例改正に係る事務の効率化も図られます。

国と異なる基準を市が独自に設ける項目については、第4条、第5条で規定をしています。

第4条では、一般型乳児等通園支援事業の乳児室の面積に係る基準について、内閣府令では、子ども1人当たり1.65平米としていますが、保育園等に関する千葉県の認可基準は3.3平米となっていますので、国の基準を上回っています。そのため保育の質、それから安全性を確保する観点から、本条例では保育園等と同じく千葉県の基準である3.3平米を適用するものです。

次に、第5条では、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について規定をしています。利用児童の数が施設の利用定員に達しない場合、利用定員の範囲内で受け入れる余裕活用型の施設では、保育園や認定こども園など、現在の施設形態の基準に基づくことになります。内閣府令では、各施設における国の基準を引用していますが、保育園や認定こども園については、実際に施設の認可権限を有する千葉県の認可基準条例を引用し、家庭的保育事業等を行う事業所については、同じく認可権限を有する市の認可基準条例を引用するよう定めるものです。

続いて制度の概要について御説明します。

議案資料の3ページを御覧ください。

項番の2、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要についてですが、保育園等に通っていない未就園児の保護者は、社会との関わりが少なく悩みを抱えやすい状況となっていることから、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育サービスを利用できる制度として創設されました。

制度の実施を通じて、子どもには家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を提供し、保護者には子育てに関する専門知識を持つ人と関わることで、孤立感や不安感の低減を図るとともに、市の子育て支援サービスに触れる機会を提供していきます。この制度は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略において制度の創設が明記されまして、令和6年度は試行的事業の実施、令和7年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業、つまり一時預かり事業などと同様の制度として、地域の実情に応じて実施されています。そして令和8年度には子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体で実施される予定です。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

4 ページを御覧ください。

次に、条例の主な内容について御説明します。

表の最上段、府令第 20 条で規定する乳児等通園支援事業の区分については、府令と同様に施設の利用定員とは別に定員を設定して受け入れる一般型と、利用児童の数が施設の利用定員に達しない場合に、利用定員の範囲内で受け入れる余裕活用型の 2 種類を定めます。

その下の一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準については、先ほど御説明したとおりです。

次の一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準については、府令と同様に、0 歳については園児 3 人に対し従事者 1 人、1、2 歳については園児 6 人に対し従事者 1 人を配置することとし、そのうち半数を保育士とします。また、乳児等通園支援従事者の数は 2 人を下回ることができないことや、保育士以外の乳児等通園支援従事者は、必要な研修を修了した者と定めます。

5 ページを御覧ください。

表の余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準については、先ほど御説明したとおりです。

次の項番 4、施行期日については公布の日から施行する予定です。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（島田安子君） 御説明ありがとうございました。

もう少し詳しくお聞きしたいんですけども、こども誰でも通園制度、先ほどのこども未来戦略の中のということで御説明ございました、例えば保護者の方のもうちょっと気持ちを和らげるというか、そういうことも考えてということでございましたけれども、この利用される方の 1 人が月に利用できる時間とかそういうのはございますでしょうか。先ほどの御説明の中に、一時預かりというのと、またそういう制度も今もう既に始まっておりますけれども、それとの違いとかございましたらお示してください。

○保育課長補佐（杉森敬規君） お一人当たりの利用可能時間ですけれども、令和 7 年度の制度の状況でいきますと、子ども 1 人当たり月 10 時間となっています。ですので、その利用可能枠の範囲内で利用していただく。

それから、一時預かり事業との今実施している事業との違いですけれども、一時預かり事業については、保護者の方の都合によって、例えば就労ですとか介護あとは疾病、そういった保育に欠ける状況の方について、保育園等でお預かりをする制度です。

一方で、こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業については子どもをメインにした制度になっていますので、子どもの保育の環境を整備することで健やかな育ちを支援していくということに

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

なります。

○委員（島田安子君） もう少しまた伺いたいと思います。

この月10時間利用できるということですが、この利用方法はどのようになっていますでしょうか。お願いいたします。

○保育課長補佐（杉森敬規君） 御利用いただく場合には、市がまず保護者の方の認定をすることになりますので、認定の申請を市に対してしていただく。そこから国が提供する全国共通のシステムがございますので、そこで施設とその利用の予約、この時間帯に何時間使いたいという申請予約をしていただく。あとは施設の都合ですね。従事者がどれぐらいいるのかとか、受入れ可能かどうかというのを調整します。それもシステムの中で実施をしますので、保護者の方に通知をして、実際御利用いただくという流れになります。

○委員（島田安子君） 続けて質問させていただきます。

先ほどの利用方法に関して、国が提供するシステムを利用してということでしたけれども、まず利用する時間とかは決まっているのでしょうか。それから先ほど利用定員についてゼロ歳が6人、1、2歳が6人というような御説明がございましたけれども、そのシステム上、予約が取れなかったりした場合はどのようなになるのか分かりましたら、御説明をお願いいたします。

○保育課長補佐（杉森敬規君） 利用できる時間帯につきましては、施設ごとに設定をすることになりますので、公立保育園でしたら市が設定をする、それから私立のこども園ですとか保育園でしたら、その施設ごとに設定をしていただくことになります。

それから、予約がかなわなかった、思いどおりの時間帯に取れなかった場合については、施設と保護者さんとで再度調整をしていただくことになります。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

先ほど予約して、どこの施設でも予約ができなかった場合は、何かフォローといいますか、例えばほかの市を抜けてとか、そういうことも考えられるということでしょうか。お願いいたします。

○保育課長補佐（杉森敬規君） 市外の施設の共同利用についてなんですけれども、こちらについては制度上は想定はされているんですけれども、実際具体的に例えば柏市さんとやる場合には、協定を結ぶことになります。ただ、今のところその協定の締結ですとか、そういったことは市では考えておりませんので、あくまで市内の事業所、施設の中で、利用できる施設を探していただくということになります。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

ぜひこのこども誰でも通園制度を利用して、その良質な環境が整えられるようによろしくお願いいたします。終わります。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第２号に対する質疑を打ち切ります。

議案第７号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） それでは、議案第７号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の４４ページをお開きください。

初めに提案理由です。

利用者からの要望を踏まえ、年間を通じて、宿泊キャンプをすることができることとするため提案するものです。

次に４５ページを御覧ください。

改正前の条例では、備考欄において、「宿泊キャンプは、原則として４月１日から１０月３１日までの間とし、かつ、宿泊日数は、２泊を限度とする。」と定めていました。今回の改正では、この宿泊できる期間に関する記述を削除し、年間を通じて宿泊キャンプの利用が可能となるよう条文を整理するものです。

この条例の改正につきましては、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

提案理由として、利用者からの冬の利用がしたいというような要望が多かったかと思うんですけど、１１月１日から３月３１日まで一般的に冬だと思うんですけど。その日も、使いたいという御要望というのはどのぐらいあったんでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 数自体はちょっと把握はしておりませんが、常に利用しているキャンプの利用者から、少なからず１１月とか３月とか、特にこの時期はまだ寒いですし春先でもあつたりしますので、こういう時期にも利用したいというような声を多数頂いたというところでございます。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

冬の寒い時期とかは非常に空気もきれいですし、虫もいないですし、たき火をすると非常に気持ちがいいというのもあって、冬キャンプが好きな方って結構たくさんいらっしゃると思うんですけど、そうすると、この今回の条例の改正ですと年末年始も泊まれるんでしょうか。

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） すみません。年末年始のほうは条例のほうで休館日という形で設定させていただいております。

○委員（江川克哉君） 分かりました。ありがとうございます。

冬に泊まれるということなんですけれども、ここのキャンプ場は直火はNGなんですけれども、たき火台でたき火シートを使えば普通にたき火はできるということなんです。例えば高いい炭を使うと夜にたい炭が朝まで燃えていたりするんですけれども、それとか朝御飯を食べるのに炭を使って御飯を炊いたりとか、そういったときにもまだ燃えている炭の処理のほうは、市民が持ち帰るんでしょうか。一般的によく炭を捨てる場所があったりするんですけど、ふれあいキャンプ場の場合はどのように対応すればいいんでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 基本的には持ち帰っていただくんですけれども、まだ、火がついていたりするものについては、ファイヤーサークルのところに炭を保管する場所がありますので、そちらに置いていただくというような形で今は運用しております。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

今回の条例改正では触れていないんですけれども、ふれあいキャンプ場はペットの同伴がNGというようなことなんですけれども、確かに犬が好きじゃない方もいらっしゃると思いますし、アレルギーの方とか、あとは面積があまり大きくないということで、なかなかペット同伴というのは難しいと思うんですけれども、やはりキャンプ好きな方ってわんこと一緒に泊まりたいという御要望もあると思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 昨今では民間のキャンプ場を中心として、ペット同伴が可能なキャンプ場も増えてきているということは認識しております。そういったところを調べてみますと、先ほど委員のほうからあったように、例えばペット宿泊可能エリアとそうでないエリアを分けてたり、それから例えばペットについてはコテージがあるのでコテージの中でペットと過ごしてくださいでありますとか、それからワクチンの接種証明についても、ほかのペット連れの方とのトラブルを解消するためという理由だと思うんですが、そういった証明書を提出してくださいなど、あとは、例えばドッグランを持っていてペットがそこで楽しく遊べるようになっているとか、いろんな附帯施設を持っているところが多いように見受けられます。

翻ってみますと、ふれあいキャンプ場については、そういった附帯施設は現状ありませんし、今お話であったとおりエリアも非常に狭いので、ペット同伴とそうでないエリアを分けることが非常に難しいというところで、現状ではふれあいキャンプ場にはペットを伴って御利用いただくというのは御遠慮いただいているんですが、今後、そのほかの施設、公共のキャンプ場とかにおきましてもペットが可能なかどうか、そういったのが増えてくれば対応のほうも考えていくことになりますので、研究してみたいと思っています。

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員（江川克哉君）　ありがとうございます。

要望なんですけれども、例えば、月に１回だけとか、半年に１回だけとか、３か月に１回だけとか、わんこデーみたいのをつくって市民が利用できるようなことがもしあれば、大変、全国から犬好きの人が集まってきたりして、利用者数が増えるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ御検討のほどよろしくお願いいたします。

答弁結構です。以上です。

○委員長（内田美恵子君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君）　ないものと認めます。

議案第７号に対する質疑を打ち切ります。

議案第１１号、損害賠償の額の決定について、当局の説明を求めます。

○社会福祉課長補佐（小池晋君）　議案第１１号、損害賠償の額の決定について説明いたします。

議案書５２ページをお開きください。

提案理由につきまして、令和５年６月２日、我孫子市つくし野１丁目１番２号地先国道６号において、職員が公用車で起こした事故について、賠償相手方と協議が調ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため提案するものです。

当該事故は、職員が公用車で市内国道６号線下り左車線を走行中、久寺家交差点を直進して通過しようとしたところ、当該交差点の手前の停止線を越えた位置に賠償相手方の自動二輪車が停止しており、自動二輪車を避けようとするも、右車線後方から車が来ていたため右車線には避けられず、ブレーキをかけたが停止することができず、当該自動二輪車に追突し、マフラー、レッグシールド等を損傷させ、及び賠償相手方に頸椎捻挫、右肩打撲傷等を負わせてしまったものです。

損害賠償額は、物件損害と人身損害を合わせて１６万８千３９０円となります。

賠償額の支払いについては、自動車保険にて対応します。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君）　ないものと認めます。

議案第１１号に対する質疑を打ち切ります。

議案第１３号、令和７年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君）　それでは、議案第１３号、令和７年度我孫子市国民健康保険

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

補正予算書の８５ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，１５２万５，０００円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ１１８億７，１５２万５，０００円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて御説明いたします。

初めに、当初予算につきましては、国保広域化に伴い国が示した本係数に基づき、県が算定した数値の反映が間に合わなかったため、仮係数に基づき予算編成を行いました。今回の補正において、本係数による算定数値の予算への反映を行うとともに、令和６年度決算に伴う繰越金の調整や不足する事業費納付金の増額などを行うものです。

９３ページを御覧ください。

初めに歳入です。

款３項１目１国庫補助金の節３社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業によるリーフレット作成に伴い、１５万３，０００円を増額するものです。

款４項１目１保険給付費等交付金の節２保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、傷病手当金事業の終了及び特定健康診査等負担金の交付申請に伴い、合わせて３５６万円を減額するものです。

款５項１目１一般会計繰入金のうち節４職員給与費等繰入金につきましては、今年度の人事異動等に伴い６７万９，０００円を増額するものです。

節７財政安定化支援事業繰入金につきましては、総務省通知に基づく算定結果に伴い４６０万８，０００円を増額するものです。

９５ページを御覧ください。

項２目１国保財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う財源調整により１，３５０万４，０００円を増額するものです。なお、今回の補正により令和７年度末残高見込額は８，９１９万円となります。

款６項１目１前年度繰越金につきましては、令和６年度の繰越金額の確定により６，５０７万３，０００円を増額するものです。

款７項２目６過年度国県支出金につきましては、令和６年度の特健康診査等負担金の実績報告に伴い、国・県分合わせて１０６万８，０００円を増額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

９７ページを御覧ください。

款１項１目１の一般管理費のうち、９８ページ、説明欄１つ目の丸、一般職人件費は、今年度の

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

人事異動に伴い198万7,000円を増額するものです。

その下の丸、国民健康保険事務運営費のうち印刷製本費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報リーフレット作成に伴い8万4,000円を増額するものです。

その下のオンライン資格確認等システム運営負担金は、オンライン資格確認等システム運営負担金の確定に伴い11万3,000円を減額するものです。

目2連合会負担金は、千葉県国民健康保険団体連合会負担金の確定に伴い6万4,000円を減額するものです。

項2目1賦課徴収費は、共同収納手数料負担金の確定に伴い12万3,000円を減額するものです。

款2項6目1傷病手当金につきましては、傷病手当金事業が終了したことに伴い12万6,000円を減額するものです。

99ページを御覧ください。

中段の款3項1目1医療給付費につきましては、本係数の算定に伴う納付金の決定により5,549万6,000円を増額するものです。

項2目1後期高齢者支援金等分につきましては、本係数の算定に伴う納付金の決定により2,562万7,000円を増額するものです。

項3目1介護納付金分につきましては、本係数の算定に伴う納付金の決定により107万3,000円を増額するものです。

101ページを御覧ください。

款4項1目1保健衛生普及費は、データヘルス計画に基づく保健事業委託料のうち糖尿病性腎症重症化予防事業等対象者抽出分析委託料について、入札により当初見込みよりも安価に契約できたことにより137万7,000円を減額するものです。

項2目1特定健康診査等事務費につきましては、健康づくり支援課への執行委任により実施している特定健診・特定保健指導等事業において、特定健診受診券作成業務委託料が入札の結果安価に契約できたことにより、一般会計への繰出金93万9,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第13号に対する質疑を打ち切ります。

議案第14号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、当局の説明

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第14号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の109ページを御覧ください。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,608万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億4,608万円にしようとするものです。

今回の補正予算では、主に令和6年度決算に伴い、国県支払基金及び市からの負担金・補助金について精算を行うため、歳入においては追加交付となる負担金・補助金を計上するとともに、歳出では過大交付となった補助金・交付金について返還するための償還金を計上するものです。

それでは、事項別明細書に沿って主な内容を御説明申し上げます。

初めに歳入について御説明いたします。

117ページを御覧ください。

上段、款2項1国庫負担金は、目1介護給付費負担金について、令和6年度精算等に伴い追加交付となる5,702万4,000円を増額するものです。

中段、款2項2国庫補助金は、目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）について1万7,000円を増額するものです。

下段、款3項1支払基金交付金は、目1介護給付費交付金、目2地域支援事業支援交付金について81万円と1万9,000円をそれぞれ増額するものです。

119ページを御覧ください。

上段、款4項1県負担金は、目1介護給付費負担金について、令和6年度精算等に伴い追加交付となる2,856万7,000円を増額するものです。

中段、款4項2県補助金は、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）について9,000円を増額するものです。

下段、款6項1、一般会計繰入金は、目1介護給付費繰入金37万5,000円、目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）8,000円を増額するものです。

目4低所得者保険料軽減繰入金について、令和6年度の精算に伴い追加交付となる164万9,000円を増額するものです。

その下、目5その他一般会計繰入金は、節1職員給与費等一般会計繰入金について、令和7年4月の人事異動等に伴い、一般職人件費として452万1,000円を増額するものです。

121ページを御覧ください。

上段、款6項2目1介護保険財政調整基金繰入金は、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業費の増額補正に伴う被保険者負担分85万6,000円を増額するものです。

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

中段、款7項1目1繰越金は、令和6年度の決算に伴い1億2,222万5,000円を増額するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

123ページを御覧ください。

上段、款1項1目1一般管理費は、一般職人件費について、令和7年4月の人事異動等に伴い452万1,000円を増額するものです。

中段、款2項5目1高額医療合算介護サービス費は、給付費が当初の見込みを上回るため300万円を増額するものです。

下段、款3項2目1一般介護予防事業費のうち説明欄の丸、介護予防普及啓発事業では、認知症の正しい理解について普及啓発を図る市民講演会をけやきプラザで開催するため、施設使用料6万9,000円を増額するものです。

125ページを御覧ください。

上段、款4項1、目1介護保険財政調整基金積立金は、令和6年度決算に伴い介護保険財政調整基金へ積み立てるため1億1,807万4,000円を増額するものです。今回の補正により、基金積立額残高は11億8,130万4,000円となります。

中段、款5項1目2償還費は、令和6年度決算に伴い、過大交付となった保険給付費、地域支援事業費等に係る補助金・交付金について国県支払基金へ償還するため3,054万8,000円を増額するものです。

下段、款5項3目1一般会計繰出金は、令和6年度決算に伴い過大交付となった保険給付費、地域支援事業費等にかかる負担金や事務費について市へ償還するため5,986万4,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第14号に対する質疑を打ち切ります。

議案第15号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 御説明します。議案第15号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の133ページを御覧ください。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,189万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ28億4,989万8,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて主な項目を御説明いたします。

141ページを御覧ください。

初めに歳入です。

款3項1目2のその他一般会計繰入金の節1職員給与費等一般会計繰入金は、今年度の人事異動による職員給与費等の増額に伴い257万1,000円の増額を行うものです。

款4項1目1の繰越金につきましては、令和6年度の繰越金額の確定により2,932万7,000円の増額を行うものです。これにより前年度繰越金の総額は3,432万7,000円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

143ページを御覧ください。

款1項1目1一般管理費のうち一般職人件費につきましては、今年度の人事異動に伴い合わせて257万1,000円を増額するものです。

款4項1目1予備費2,932万7,000円につきましては、財源不足や、やむを得ない理由により生じた経費などの財源調整として増額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第15号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

---

午前11時19分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

これより議案を一括して採決いたします。

議案第2号、我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号、我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

例の制定について、議案第11号、損害賠償の額の決定について、議案第13号、令和7年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第14号、令和7年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第15号、令和7年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、以上議案6件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

---

午前11時26分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、生涯学習部に対する質問をお願いいたします。

○委員（甲斐俊光君） 私本会議でも話しましたが、まずは地域展開についてちょっと質問をし足りない部分もあったので、質問したいと思います。

地域展開のやはり一番の肝は指導者探しかなと私は思っております。これから土日、地域のクラブのコーチだとか監督に任せるのに当たって、今現状、中学校では教員の方が土日も見られていると思うんですけども、たしかアンケートも取られたかと思うんですけども、教員の方、土日の部活動を続けてやりたいと思った方、大体の数でいいんですけど、どれぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 現在、教員で顧問をしていらっしゃる方で、地域展開時においても部活動を継続して指導したいかという方に関しては、大体全体数の20%ぐらいと捉えておりまして、20名から30名ぐらいと見ております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

ちょっと事前に私も聞いていて、数がちょっと少ないなと思ってびっくりしたんですけど。大体皆さん現状の土日の部活動は、やっぱり教員の方は負担感があるんだなということで。20%というと、残りの8割というか、そういう方を地域の人材に頼らなきゃいけないと思うんですけども、指導者探しという意味で、どのような探し方、またどのような指導者を求めているのか教えてください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 現在、部活動指導員として既に部活動の指導に当たられてい

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

る教員以外の方、それから市のスポーツ協会等から様々な競技の団体に働きをかけまして、そこから指導者を募っているという状況になります。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

メジャーなスポーツですと、サッカーとか野球とかは見つかりやすいかと思うんですけど、ちょっとマイナーなスポーツになりますと、バドミントンですとか、バレーボールもいらっしゃるんですかね、ママさんバレーもいらっしゃいますけど。そういうちょっとマイナーなスポーツ関係について、どのように集めるのか。例えば市内だけでなく市外広く集めるだとか、例えば新聞報道とかでも見ましたけれども、そういう派遣するような団体、会社さんも最近できたということであると思うんですけど、どのような集め方をするのか教えてください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 千葉県のほうでは、そういった部活動の指導員としてやってくださる方の登録制度というのを持っていて、いわゆる人材バンクと言われているんですが、そこに、例えばこういったクラブのことを指導しても構いませんよという方が、希望してそこに登録してくださる制度は実際にあります。ただ、まだそのいわゆる人材バンクの制度というのが、円滑に運用できているとはまだ言い難いところがありまして、そこは千葉県のほうとも話し合いしながら、より実践的というか、即したものにしていってくださるようにこちらからも要望しているところですが、まだその人材バンクのほうは、ちょっといま一つうまく機能しないかなというのは感じているところです。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

それで、運動部のほうに目がいきがちなんですけど、文化部の特に盛んな合唱だとか吹奏楽のほうの指導者なんかも気になるんですけど、学校関係者ですよ、音楽の先生だとか熱心にやられている先生もいらっしゃると思うんですけども。そういった文化部の人材確保というのはどのように考えているか教えてください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 現在、文化部として一番人数が多いのが、今、委員からお話が合った吹奏楽となります。今年の9月段階ですと、各6中学校にそれぞれ部活動がありまして、所属している生徒たちが158名いる状況です。ですので、吹奏楽に関しては、それぞれの各中学校を中心に展開していかざるを得ないんだろうなというところがあります。ですので、そこは教員の方の兼業・兼職を中心として、あとはどれだけ部活動指導員でやってくださる方がそこに参加してくださるかというところが肝になるかと思います。

合唱に関しては、現在、白山中学と我孫子中学にしか合唱部というのは今なくて、もう既に合同練習を実際にやっているところです。今年の9月から開始いたしておりますいわゆる実証事業においても、白山中と我孫子中は、市内の例えばアビスタでありますとかそういった施設を使いながら、休日については地域展開する予定になっておりますので、そこは今のところ様子をうかがえるかな

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

というところで見えております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

今、合唱部、白山中と我孫子中学校しかないということで、となると東側の中学校のほうでもやりたい方、やりたい中学生なんかは部活ないからできないという状況もあるかもしれない。こういうときに地域展開のよさが発揮できるのかなと思います。アビスタでやられるのであれば、成田線で来られて我孫子駅からも歩けますし、いろんな練習の仕方もあると思うので、地域展開のよさも生かしながら、今まで部活ができなかった子どもたちも受け入れていただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員（芝田真代君） 五本松サッカー・ラグビー場の件に関しましてです。

勉強会から携わってまいりましたが、今回、委員会が最後になりますので、ぜひ今後の展開と、当初伺っていた、かけた経費は何年後に取り戻せる算出をされているのか、そしてまた見直す……

○委員長（内田美恵子君） 一問一答で。

○委員（芝田真代君） ごめんなさい、じゃ、そこまでで。

○委員長（内田美恵子君） じゃ、最初のところで。

○委員（芝田真代君） 今後の展開をお聞かせください。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 今現在、事業者が決まりまして、協定の締結を進めているところでございます。その後、仮契約を進めまして、今後議決案件になりますので、議会の承認を得て本契約という形になります。その後、設計から工事に入りまして、令和9年3月に竣工を予定しておりまして、令和9年4月の開設というような形で今準備を進めているところでございます。

○委員（芝田真代君） 当初、恐らく8億円で建設されるというふうに伺っておりますが、今のところで見直すべき点であったり、数字や物が変わっている部分がありましたら御教授ください。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 当初予算では11億9,500万円ぐらいの予算感だったんですけれども、実際今回この総合評価による入札方式によりまして約9億円ということで、2億円削減できたなというふうには考えております。

内容自体は、これはデザインビルドになりまして、民間の提案内容と市が求める要求水準、これに基づいて設計を行いますので、それに基づいて今後工事を行っていくというような形になります。

○委員長（内田美恵子君） よろしいですか。

○委員（芝田真代君） はい、大丈夫です。

○委員（甲斐俊光君） 引き続き五本松運動広場についてですけれども、今回、随分入札が約11億円が9億円になったということで、2億円ばかり安くなったんですけれども、結構思ったより低くなったなということなんですけど、この金額で十分できるのかどうか。念頭にあるのは、銚子沖

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の風力発電みたいに、低く入札して結局できないということがないのかなって、そういうおそれもあるんですが、その点についていかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 今回の落札者選定に関しましては、技術評価点、いわゆるこちらが求める要求水準をきちんと満たしているかどうかということと、それから価格点、こちらが設定している価格よりもできるだけ安価にというところの２点で評価をいたしました。

もちろん価格が安いにこしたことはありませんが、こちらで求める要求水準についてはかなり細かく設定をいたしまして、いわゆる要求水準ですから、こちらでも既にある程度のレベルを設定しているわけですね。それを満たしているだけでは０点、さらにそこにいかに加点要素があるかという、加点方式で採点いたしましたので、十分に今回の事業者につきましては、こちらが求める水準以上のものを出してくれるものと、当然ながらそれは確約している話ですし、それから価格についても大幅に変動はないだろうというところで見えておりますので、そこは安心して臨めるかと考えております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

できれば今日の段階で、モデルというイメージも見なかったなと思って、ちょっと間に合わなかったみたいですけど。こちら落札決定に対する資料も我々のほうにも配付されましたけれども、これ見てみますと、非常に点数が高い部分はデザインの部分で、クラブハウス・屋根付きスタンドってところが、他の競争業者に比べて非常に高かったと思うんですけど、どういう点クラブハウスよかったのか、ちょっと口頭でも御説明いただければと思うんですけども。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） クラブハウスにつきましては、駐車場からフィールドへの動線が非常によいレイアウトを提案していました。それから、クラブハウス自体が、いわゆるクラブハウスだけではなくて、その周辺を併せて地域交流の場として活用できるような提案内容になっていたこと、それからクラブハウスの内部についても、採風や通風などが非常によく、非常に機能的なレイアウトになっていたところが高く評価されました。

また、床下空間に、いざ何かあったときの非常用の備蓄倉庫を提案してきまして、それから備品に関しても、移動用の防球ネットでありますとか、あるいはもし備品等が増えてしまった場合、屋外に倉庫をプラスして設けるんだと、そういったような提案がありましたので、そこは非常にいい提案だったと評価しております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。低い予算内にいろんなことを詰め込まれたようですね。楽しみにしていますけれども。

今年の夏も非常に暑くて、私も五本松運動広場、子どもの陸上などで使っているんですが、やはり暑いんですね。８月は練習なしになったりするんですけども。暑さ対策という意味では、この項目で、どのような対策をされているのかなと思うんですけど、どんな感じでしょうか。

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 事業者の提案内容に関しましては、暑さ対策としてミストを噴霧して体感温度を下げるような仕組みというのを提案してきました。そこも高く評価した点であります。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

屋根付きスタンドですとか、かなりこちらでも評価が、日差しや雨天時の快適に観戦できるような施設として点数が高いような、こちらでも期待しています。

そして、あと気になるのは利用料かなと思うんですけども、これから利用料を考えられていくのに、受益者負担が最近非常に我孫子市でも厳しくなってくるので、ある程度の今までより五本松運動広場、ほとんど低額もしくは無償などで借りれた分が高くなるかなと思うんですけど、どれぐらいの金額を予想されているってありますでしょうか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 現在、五本松運動広場は、委員がおっしゃっているところで言いますと、スポーツの広場というところが1時間が700円、高校生以下65歳以上が1時間350円という非常に安価に設定されています。それから、みどりの広場に関しては無料で御使用いただいているという状況です。

ただ受益者負担のあり方に関する基本方針にのっとりしますと、例えば、今回かかった工事費でありますとか、それから運営にかかる費用等もそこに加算され、利用者でありますとか利用可能時間で割り返してその金額を設定していくことにはなりますが、激変緩和措置と申しまして、あまり急激に上げることによって、利用者が急に減ってしまったり、市民の負担感が高くなるということは避けなければいけません。それから近隣自治体等の同様の施設がどれぐらいの費用を取っているのかも当然勘案することになりますので、急に物すごく値段が上がるということは考えてはおりません。

ただ、夜間照明でありますとか、今までなかったものに関しては、それなりの金額を頂かなければいけないだろうと考えておりますので、そこは近隣状況を勘案しながら、利用者の人があまり不満が出ないような、そういった価格設定を考えていきたいと考えています。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

今見ても一般利用に対して、子どもやお年寄りも半額ぐらいと思うんですけども、結構半額も高くなりそうだなと思うんですね。例えば3,000円だったら1,500円、それ毎週毎週、週に二、三回やると、例えば地域展開も含めると、中学生が使って、地域クラブが使うと、かなりの負担感があるんじゃないかなと思われるんですけども、その辺子どもだとかスポーツの世代に対しての激変緩和措置として半額以下というか、かなりの金額的な考慮をしていただけるのか、どのように考えているのか教えてください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 部活動地域展開に関しましては、これはいわゆる学校活動の

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

さらに延長線上にあるという理解で言えば、そこまでのお金を取る話ではなく、もしくは免除なりを検討すべき内容かなとは思っています。

ただ、いろんな考え方があるとは思いますが、こちらとしてはスポーツの普及と、それからせっかくこれだけ整備したものに関しての費用というのはどうしても考慮しなければいけないところがあるので、そこはうまくバランスを考えながら設定していきたいと考えています。

○委員（甲斐俊光君）　ありがとうございます。

何か市長ともちょっと目が合ったので、市長、子どものことを非常によく考えていただいているので、ちょっとこのことについて一言最後いただければと思います。お願いします。

○市長（星野順一郎君）　この五本松のサッカー・ラグビー、そしてまたサッカー場を造るときに我孫子の陸上連盟の皆さんがすごく熱い思いで、私どもに、あるいは教育委員会にも随分と足を運んできました。10年以上待たせている期待のサッカー場でありますので、人工芝、そしてクラブハウス、そして夜間照明となると、夜間照明は御存じのように体育館の野球場にも夜間照明ありますけど、夜間照明についてはきちんと、それは夜はお金を頂く必要があるんだろうというふうに思っています。

それと、通常の大人が使うときの料金設定をきちとした上で、それに対応した高校生やクラブチーム、そして中学生以下の部活動の延長として使っているものについては、また新たな料金設定が必要だろうというふうには思っています。

ましてや、今回も日本代表、まだ来年のワールドカップに向けて中村敬斗選手まだ選ばれていませんけれども、彼も小学生のときはさんざんやって、思い入れがある場所だと本人も言ってくれましたので、我孫子の少年サッカーのチームたくさんありますし、サッカー小僧たち、今我孫子で一番の競技人口になっていますから、その子たちがいずれあそこから大きく羽ばたいてくれると非常に期待をしたい場所だし、あそこのネーミングライツは一番打診の多い場所だと聞いていますから、それだけいろんな方々が注目している場所だとなると、それに応じた何かをしていく必要があろうというふうに思います。

取りまとめて言うと、大人が使う場所と、学生が使う場所と、義務教育の子どもたちが使う場所はきちんと分けながら対応していきたいなというふうには思っています。

○委員（甲斐俊光君）　ありがとうございます。

ネーミングライツでたくさんお金頂いて、その分、子どもたちの分に回せるように。あと時間帯もなるべく広く、一般利用だと9時ぐらいからですけれども、夏とかだったら本当6時から子どもたち皆さん集まっているので、その時間は安く貸してあげるだとか、そうしてうまく子どもが安く、本当、ここがホームだと思えるような、世界に通用するような子どもたちが育っていけるように、サッカー、ラグビー、陸上、全て育つように期待していますので。どうもありがとうございました。

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

要望です。

○委員（江川克哉君） 市内の公共のテニスコートについてお尋ねいたします。

現在、市民体育館と手賀沼公園と湖北台中央公園にあるかと思うんですけれども、全ての施設が同じではないと思うんですけど、利用率については、市民のほうから言われたんですけれども、予約がなかなか取れないというふうに聞いたんですが、現状、利用率100%ということよろしいでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） テニスの人口がかなり多くて、施設も先ほど委員がおっしゃられましたとおり、手賀沼と湖北台と市民体育館のテニスコートしかなくて、利用する方を全て賄っていると、そうではないというふうには認識しております。

実際の利用予約状況なんですけれども、やはり混み合っている状況で、利用者の希望はかなえられていないというような状況は今あるかというふうには捉えています。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

利用者が多いというのはいいことだと思うんですけれども、先ほど甲斐委員のほうからもありましたけれども、熱中症対策という意味で時間を、これもなかなか難しいと思うんですけど、今9時から利用できると思うんですけれども、例えばの話なんですけど、7時から利用するとか、そういったことで熱中症対策や利用が増えるようにというようなことというのをぜひ検討していただきたいんですけど、その点いかがでしょうか。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 熱中症対策の一環として、今現在、市民体育館のテニスコートでは、夏の期間7時から利用できるようになっています。今年からは、市民体育館の野球場のほうも利用できるように、ちょっと時間を拡大しているということで運営しております。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

そうしますと、手賀沼公園や湖北台中央公園もぜひ採用していただきたいんですけど、どうですかね。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） 手賀沼公園、湖北台中央公園と、近隣が住宅地が多いというところで、なかなかここでやりますとかちょっと言えないので、検討させていただければというふうに思います。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

やはり公共のテニスコートということで、民間に比べたら非常に安いということで、民間にはなかなか行けないというような御意見もありましたので、ぜひ検討のほどよろしく願いいたします。

回答は結構です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 49 分休憩

---

午前 11 時 52 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

次に、教育総務部に対する質問をお願いします。

○委員（芝田真代君） 以前にお伺いした質問ではあるんですけども、こども 110 番の家の看板についてです。

P T A が管理されているということを聞きましたが、やはりちょっと地域間で看板の管理や、いまだにこども 110 番の家に御協力されているかどうかの管理にちょっとむらがあるように感じます。というのも、手賀沼に面した道沿いですと、やはり日に焼けてしまって看板がもう真っ白になってしまっているや、また、住んでいらっしゃる方がもしかすると高齢者かもしれないという懸念があります。これは P T A 管内の管理の差なんでしょうか、それとも改善できるようであればぜひ御提示ください。

○指導課長補佐（塚田悠平君） 看板なのですが、指導課のほうで作成をしまして、新たに登録された方にはその分を学校にお渡ししているということになります。

薄くなってしまったり、割れてしまったりしたという場合にも、指導課のほうに言っていたいで交換ということをやっております。ただ、積極的にといいますか、なかなか周知というところまでできていませんので、1 月に各こども 110 番の家をやってくださっている方に利用状況調査というのをやっておりますので、その中で看板の交換についても記載していきたいというふうに考えております。

○委員（芝田真代君） 今度の 1 月ということでしょうか。

○指導課長補佐（塚田悠平君） はいそうです。これまではなかなかできていませんでしたので、次回からしっかりやっていきたいというふうに考えています。

○委員（芝田真代君） ちょっと今回で委員会を離れてしまうので、実情見れるか分かりませんが、ぜひ注視してまいりますので、今後とも行き届いた管理をよろしくお願いいたします。

○委員（江川克哉君） これは元農家さんから、市民の方から御要望いただきまして、農家さんの後継者不足を補うために、小中学校で農業体験をぜひやってほしいというような御要望だったんですけども、現状で一部やられているということなんですけれども、現状についてお示してください。

○指導課長（鈴木美枝君） 今現在、全ての学校で野菜を育てる体験活動は、理科や生活科に位置づけられ、実践されております。このほかに取り立てて林間学校で農業体験をしている学校は 3 校

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ございます。また、学校の外へ出て米や野菜を栽培している学校は3校あります。

キャリア教育の職業体験で講師として農業を営む地域の方を招いて、講話を聞いて将来の職業について考える学習も行っております。米や野菜を栽培する上での苦労や願いについても、そこで当然学習しております。

社会科の学習で、農業について、地域の農家について学んだり、日本の産業の学習で日本の米づくりについて学んでおります。その際に、近年の課題である兼業農家の増加や後継者の減少についても触れて、課題解決にはどうしたらよいか、子どもたちなりに考えさせるような学習が実践されております。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

いろいろとおやりになっているようですけれども、具体的になかなか難しいと思うんですけど、農家さんが農政課と教育委員会が、後継者不足を補うための連携というものは具体的にはどのようにやってらっしゃるのでしょうか。

○指導課長（鈴木美枝君） 実際に地元の農業者団体あびこんさんと協力しながら進めているものもございます。

昨年度、地域の農家からメッセージと共に、地元産野菜をメニューに取り入れた食育といった部分ですけれども、給食をどの学校でも食べるという取組がございました。農家の皆様の負担が一方的にならないように、教育委員会としても考えて進めてまいりたいと思っております。

○教育長（丸智彦君） 江川委員が言う後継者不足のためとなると、これはなかなか難しいかなというふうに思っています。ただ、農業の魅力とか、そういったことに関しては、小学校低学年から発達段階に応じてそこはやっているよというところがございます。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

農業体験を通じて、もちろんストレートに後継者不足を補うということはなかなか難しいとは思いますが、ただ教育として、命の大切さとか、植物のすばらしさとか、そういったことを体験するのは大変すばらしい取組だと思うんですけども、やはり農家さんからすれば、もっともっと小さいときから体験してもらって、こんなに農業ってすばらしいんだというのを体験してもらえれば、もう少し後継者不足を補えるんじゃないかという御要望があったもんですから提案させていただきました。

ぜひとも、なかなか教育委員会としてというのは難しいと思うんですけど、学校の近くの農家さんとかに農業体験ぜひやらしてほしいというような提案をしていただければありがたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○指導課長（鈴木美枝君） 農業体験は、食に関する指導であったり、体験的な学習であったり、またキャリア教育といったところで重視されているところでもございます。地域教材として、コミ

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ユニティスクールと一体的に推進できますし、教育効果も高められると考えております。

ただ、押しつけではなく、児童・生徒の探究心に寄り添って調べたい素材の一つとして取上げられるものでなければ、総合的な学習としては意味がございませんので、そのように取り組んでいきたいと思っております。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。何とぞよろしくお願いいたします。

答弁結構です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 5 9 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

最後に、健康福祉部に対する質問をお願いします。

○委員（島田安子君） では質問させていただきます。お願いいたします。

最近テレビなどでもちょっと話題になっておりますマダニについて質問させていただきます。

何か調べたところマダニとかダニによって刺されて発症する病気の中には、ライム病とか回帰熱、日本紅斑熱、ダニ媒介性脳炎とかあるんですが、最近その話題になっているというところでは重症熱性血小板減少症候群という S F T S というのが、今ちょっと話題になっていて、死亡者も出ていくというようなことを耳にしましたので、ちょっとお伺いをしたいと思いまして取り上げさせていただきます。

我孫子市のホームページも見させていただきましたら、もう既にこの注意喚起、予防対策であるとか、ダニに刺されたらということで出ておりましたけれども、この S F T S の発症に関しては、中国で感染症と認定されて、そして日本では 2 0 1 3 年に山口県で最初の患者さんが出たというような話題でした。今は全国に広がっているということで取り上げておりました。それで、亡くなった方も何人かいるということで、手袋とかをせずに農作業されて、ダニがついて、そこから感染して亡くなったとか、高齢者の方に多いというようなことが書いてございましたけれども、今現在、我孫子市としてそういった重症熱性血小板減少症候群、S F T S 等の報告などはございますでしょうか。

○健康づくり支援課長補佐（村田真友美君） 感染症に関しまして、県のほうから報告が上がってきているものを毎週確認はしているんですが、現時点で S F T S については我孫子市では発生なし

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

と聞いております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

調べてみましたら、さっきマダニで感染する病気の中には、既にもうそれに効くお薬もあるという事なんですけれども、さっきのSFTSに関してはこのお薬が効くとかというのがまだ分かっていないというようなことです。

それで我孫子市もホームページでは御紹介しておりますけれども、ほかに周知何かしておりますでしょうか。

○健康づくり支援課長補佐（村田真友美君） 現在はこのホームページでの周知となっております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

先ほだちょっと死んだ方も出たということもありましたし、また三重県のほうでは獣医師さんが、高齢の方だったんですけれども、やはりマダニが猫について、そのウイルスが入った猫を治療したことが原因で亡くなったというようなことも報道されておりました。

このマダニに対する周知というのをもう少し強力にしていくなかと思ひまして、そしてその獣医師さんのところにも、うちもお世話になっているので、動物病院の先生からも、動物病院のところにもその注意書きとかはもう出しているんだけれども、もう少し周知をしてはどうかということがお話がございました。

市としては、今後、私ももう少し周知していただけたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○健康づくり支援課長補佐（村田真友美君） 周知につきましては、感染症の関係で国・県のほうからポスター等の掲示の依頼などがあれば速やかに対応したいと考えておりますし、ホームページのほうにつきましても、常に最新の情報をお伝えできるように更新していきたいと考えております。

○委員（島田安子君） ではまたさらに周知をお願いしたいと思ひまして、要望としてお願いして終わります。ありがとうございます。お願いいたします。

○委員（江川克哉君） 私からは、ヘルプマークについてお尋ねいたします。

もちろん皆さん御存じのように、ヘルプマークというのは、ぱっと見は障害者に見えないような方がかばんなどにつける赤い札のようなやつなんですけれども、それをつけていて、電車等で優先席のほうにどうぞお座りくださいというようなことができるような、そういったカードなんですけれども、布佐に住んでいらっしゃる市民の方から御要望があったんですけれども、それが欲しいというふうに市のほうに電話をしましたら、けやきプラザのほうに取りに来てくださいというふうに言われたということなんですけれども、布佐にお住まいの方で、障がい者まではいかないんですけれども、かなり体が不自由な方なので、非常に遠くて大変なんですけれども、その点について、もう少し近くでもらえるようにはできないでしょうかというような御要望だったんですけれども、

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その点についてはいかがでしょうか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） こちらに関しましては、窓口でアンケートと引換えにお渡しという形にしているんですけれども、こちらにいらっしゃる御事情がある方に関しましては、郵送等で交付ということを行っておりますので、随時御相談いただければ対応させていただきます。

○委員（江川克哉君） すみません、そうすると在庫については十分にあって、郵送でお願いをすればできるというようなお答えでよろしいでしょうか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） こちらにつきましては、在庫、県のほうから郵送していただいて、こちらで保管管理しているものでございます。県のほうの在庫状況によって、こちら時々足りなくなることが発生してしまうんですが、その際も予約という形で、送付もしくは配布の希望があった場合には、在庫が入り次第送付させていただいております。

○委員（江川克哉君） すみません、ホームページのほう確認させていただきましたらば、行政サービスセンターにも在庫があるというような表示だったんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） センターのほうにも在庫は置かせていただいております。基本的には出先のほうは優先的に在庫があるように管理をさせていただいております。

○委員（江川克哉君） すみません、その市民の方は、行政サービスセンターにあってほしいんだけれども、ないのでけやきプラザのところに取りに行ってほしいというふうに言われたと言うんですけど、その点についてはどうですか。

○障害者支援課長補佐（野口妃沙子君） そうしましたら、すみませんちょっと状況のほうを確認させていただきたいと思うのですが、市民の方に不便のないように、行政サービスセンターのほうの在庫管理ですとかということも検討させていただければと思います。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

そうすると窓口でアンケートを書くということなんですけど、行政サービスセンターに在庫があれば、行政サービスセンターの窓口でアンケートのようなものを記入してもらえというようなことでよろしいですか。

○障害者支援課長（竹井智人君） 基本的には、市の窓口であるとか、各行政サービスセンターでお配りするようにしております。ただ、先ほど野口補佐が申し上げましたように、今たしかちょうど県のほうの在庫がないということで、市のほうに来るのが止まっていたと認識しています。なので、こちら県から来次第、また同じように行政サービスセンターにも配り、窓口でもお配りできるような体制整えたいと思います。

あと、蛇足ですが、先ほど申し上げましたように、郵送等に関しましても障害者支援課のほうに

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

御相談いただければ随時対応はさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員（江川克哉君） 分かりました。県のほうに在庫がないという状況ですので、ぜひとも速やかに市民に行き渡るような要請をぜひともよろしくお願いします。

以上です。

○委員（芝田真代君） 恐れ入ります。高齢者施設、障害者施設についてお伺いいたします。

以前の質問で、市と事業所のやり取り、特に管理職の方とのやり取りだと思うんですが、負担軽減のためデジタル化を進めるといった話だったと思うんですけども、実務がどのように変化したのか、現在の進捗状況を教えてください。

○介護保険室長（茅野強君） 高齢者施設につきましては、ＩＣＴ化を導入しまして事務負担の軽減ということに取り組んでおります。

国のほうで、電子申請届出システムというのが昨年度から開始されまして、今年度中に、全市町村で導入ということになっておりますが、本市といたしましては７月に電子申請届出システムのほうに接続をいたしまして、今月末の集団指導等でも事業所のほうに説明等を行っていきたく思っております。

○委員（芝田真代君） 現状では今まだＩＣＴ化というのは進んでいますか。進んでいれば細かく教えてください。

○介護保険室長（茅野強君） 事務処理ということになりますと、まず、そちらのシステムに入っていくためには、国のＧビズＩＤというのを取得しなければなりませんので、まずそこからということになります。ですから、現状では今後ということになります。

○委員（芝田真代君） では、まだ準備段階ということで、まだこれから先、楽になっていく方向になると考えてよろしいですか。ぜひ今後とも早く皆様の負担が軽減できるように、市として早めに国や県に呼びかけていただけると幸いです。

○介護保険室長（茅野強君） 委員御指摘のとおり、やはりＩＣＴ化は介護職員の負担軽減につながるかと思っておりますので、こちらの導入については迅速に進めていきたいと思っております。

○委員（芝田真代君） 当初現場の声ということでお伝えさせていただいたかと思うんですけども、今どうしても人数が足らずに逼迫している状況です。ぜひとも、せめて事務処理の部分だけでも負担が軽減できるように、迅速な対応どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

以上で本委員会を散会いたします。

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午後 1 時 1 5 分散会